

業界団体の長 様

大阪府住宅まちづくり部建築振興課長

宅地建物取引における人権問題の解消に向けた取組強化について（依頼）

日頃から、大阪府住宅まちづくり行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宅地建物取引業者が「外国人不可」等、人権尊重の観点から一部不適切な文言を近畿レイنزの物件情報備考欄に掲載していた事案を受け、貴団体に対し平成29年12月26日付建振第1881号「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の遵守について（依頼）」及び平成30年4月25日付建振第1171-2号「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の遵守及び入居差別の防止に向けた取組強化について（依頼）」により、再発防止に向けて、会員に対する同基準の周知徹底と遵守要請をしたところです。

また、令和元年9月10日には、建振第1669号「不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上及び「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間への協力について（依頼）」でも、「大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針」等の周知徹底を行うなど会員の人権意識の向上に向けた継続的な取組をお願いしたところです。

しかしながら、不動産業に係る人権問題の最近の状況においても、未だ一部の業者による人権尊重の観点から不適切な事象が見受けられます。具体的には、高齢者であることを理由に家主に入居を断られたとの投書がありました。投書の内容は、入居申込者が高齢であることを理由に断られたため、子を入居申込者として再度申し込んだが、同居人が高齢であることを理由に家主から再び断られたというものです。この事案では、業者の責務として、家主にも人権問題についての理解と認識を持っていただくよう積極的に働きかける等、入居差別の防止に向けた取組と「宅地建物取引業人権推進員養成講座」の受講を業者に対して要請したところです。

さらに、障がい者に対する差別的な契約内容（賃貸借契約における解除条件の設定）や差別的な発言等の苦情相談が寄せられています。このような相談内容が事実であれば、これまで人権問題の解消に取り組んでこられた貴団体及び全ての宅地建物取引業者の信頼を著しく損なう由々しき問題です。

本府としては、相談者の意向や個人情報保護に十分配慮しつつ、指導監督基準に抵触する行為が認められた場合は当該業者に対して厳格な指導等を行う所存です。

つきましては、貴団体におかれましても、会員に対する注意喚起と指導監督基準の周知及び遵守の徹底を行っていただくとともに、会員のさらなる人権意識の向上を図るため「宅地建物取引業人権推進員養成講座」の受講促進等、宅地建物取引における人権問題の解消に向けたより一層の取組強化をお願いいたします。

【問合せ先】

大阪府 住宅まちづくり部建築振興課

宅建業指導グループ：梅原・井澤

電話：（直通）06-6210-9734